

土地改良区広報

会津宮川

2018年6月
第22号

発行 会津宮川土地改良区
編集 総務課
印刷 北斗印刷株式会社



夢のある農村づくりを目指して

目次	① 理事長あいさつ	(P2)	⑤ 事務局体制	(P5)	面積及び 組合員	地目 田：3,795.2ha
	② 第14回通常総代会	(P2)	⑥ 新規土地改良事業計画	(P6)		畑：748.3ha
	③ 一般会計収支予算	(P3)	⑦ 宮川幹線用水路 分水調整計画	(P7)		計：4,543.5ha
	④ 組合費及び決済金基準額	(P4)	⑧ お知らせ	(P8)		組 合 員：4,110人

理事長あいさつ

第14回通常総代会挨拶 抜粋



理事長
渡部 英敏

本日ここに第14回通常総代会を開催しましたところ、総代の皆様方には、平素より本土地改良区の運営にあたり、特段の理解と力強いご支援、ご協力を頂いておりますことに衷心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

さて、平成30年度から、稲作農業を取り巻く環境は大きく変わり、約半世紀にわたって続いた米の生産調整に対し国が関与しなくなると、減反に協力していた農家への直接支払交付金がなくなります。また国は、農地中間管理機構による土地改良事業が可能になるよう、土地改良法の一部を改正しました。このように先の見えない状態がまだまだ続くものと思われ、農家経営も大変厳しい状況下にあることは明白であります。

土地改良区も地域農業を支える団体として、時代と共に変化していかなければなりません。組合員の負担軽減を目指した業務の効率化と、財産の健全を図るために、平成30年度から複式簿記会計を取り組み、組織運営基盤の強化に努めてまいります。

本日の提出案件と致しましては、報告2件、承認1件、議案24件と膨大な件数であります。議案と致しましては、年度末における平成29年度各会計の整理予算、更に平成30年度から複式簿記会計に移行するための規約等の一部改正、また平成30年度事業計画及び一般会計の予算であります。また、土地改良区の最大の財源である、賦課金収納の公正、公平の原則を守り、常に組合員の納付意欲に影響を及ぼすことの無いように、理由なく滞納している組合員には、法的処分を行いながら未収賦課金の対策に努めてまいります。

本日提案いたしました議案の詳細については、議案件数も多数となっており、要点のみの説明と致しますので、最後まで慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

第14回通常総代会が開催されました

3月17日（土）午後1時30分より、第14回通常総代会が開催されました。総代現数56名中、47名が出席し、齋藤文英副理事長が開会を宣言し、渡部英敏理事長が挨拶を述べました。第1選挙区の前田均総代（旧高田）が議長に選出され、議事録記名人【第2選挙区：五十嵐祥元総代（境野）、第3選挙区：佐藤勝司総代（塔寺）】及び書記の指名の順で会議は進められました。総代各位の慎重審議の結果、提出された議案24件は全て可決決定され、午後3時15分に閉会しました。



上：採決の様子
左：議長を務めた前田総代

提出議案

- | | |
|--------|--|
| 報告(1) | 平成29年度臨時総代会以降の業務経過報告について |
| 報告(2) | 平成29年度定期監査報告 |
| 承認第1号 | 平成29年度第6回理事会において専決補正を行った各会計収支予算の承認について |
| 議案第1号 | |
|) | 平成29年度一般会計及び各特別会計収支予算の補正（三次）について |
| 議案第14号 | |
| 議案第15号 | 基本財産の処分について |
| 議案第16号 | 規約の一部改正について |
| 議案第17号 | 会計細則の改正について |
| 議案第18号 | 役員、総代及び委員等の報酬額、費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正について |
| 議案第19号 | 地区除外等処理規程の一部改正について |
| 議案第20号 | 未収賦課金の5年超過における不納欠損処分について |
| 議案第21号 | 複式簿記会計導入に伴う特別会計から一般会計への移行について |
| 議案第22号 | 平成30年度事業計画（案）について |
| 議案第23号 | 平成30年度歳計現金及び積立金等の預入先指定、各事業の借入限度額の設定等について |
| 議案第24号 | 平成30年度組合費等及び一般会計収支予算（案）について |

平成30年度一般会計収支予算

経常収益		経常費用	
勘定科目	金額（千円）	勘定科目	金額（千円）
賦課金収益	155,821	人件費	81,673
附帯事業収益	1,803	一般管理費	276,756
補助金等収益	17,406	事業支出	36,456
受託料収益	258,936	その他の支出	358,740
交付金収益	4,950	経常費用小計	753,625
寄付金収益	0	経常費用以外の費用	248,825
雑収益	186	経常費用合計	1,002,450
経常収益小計	439,102	前期繰越収支差額	375,452
経常収益以外の収入	187,896	当期収支差額	0
経常収益合計	626,998	次期繰越収支差額	0

※本年度より複式簿記会計を導入した予算措置となっており、会計の一本化を図りました。
収益・費用について、単式簿記会計移行に伴う処理が加味されております。

平成30年度組合費及び決済金基準額

○本年度の組合費は、次のとおりです。

単位：円/10a

賦課種別	賦課基準	賦課期日	納入期限
経常賦課金	田1,200/畑400	H30.6.27	H30. 7.27
国営二期事業償還賦課金	2,728	H30.6.27	H30. 7.27
維持管理賦課金	1,300	H30.6.27	H30. 7.27
施設改修賦課金	447	H30.6.27	H30. 7.27
国営一期事業償還賦課金	高414/新370/本350/坂315	H30.9.27	H30.10.29
県営かんがい排水事業償還賦課金	高・新664/本8,501/坂699	H30.9.27	H30.10.29
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	2,357	H30.9.27	H30.10.29
新屋敷新田地区基盤整備事業賦課金	4,252	H30.9.27	H30.10.29

○本年度の地区除外決済金基準額は、次のとおりです。

単位：円/1,000㎡

賦課金の種類	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営二期事業	－	－	－	27,953	－
県営かんがい排水事業	1,055	1,055	906	1,595	－
維持管理費	54,949	54,949	54,949	54,949	13,846
宇内地区基盤整備事業	－	－	－	14,568	－
新屋敷新田地区基盤整備事業	－	39,069	－	－	－

※平成30年度に農地転用等により地区除外する場合でも、当該年度の賦課金は徴収します。

農地を転用する場合、決済金がかかります

農地転用を行う場合や公共事業等で農地の売買契約があった場合、その土地を本土地改良区の台帳から除外するためには、決済金の納入が必要となります。

農地を農地以外の用途に転用することで、その土地の維持管理費や国・県営事業等の償還金を残りの土地で負担しなければなりません。そのため、組合員の負担を公平にすることを目的に、除外する土地の負担相当分を決済の対象として、決済金が徴収されます。

決済処理については、土地改良法第42条第2項『権利義務の決済』で定められており、本土地改良区では地区除外等処理規程で定められております。

詳しくは、賦課徴収係までお問い合わせください。

滞納賦課金は、新組合員が引き継ぎます

新たに土地の権利を取得する時に、その土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法第42条第1項『権利義務の承継』により、その納入義務は新組合員に生じます。

売買等により資格を取得する際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区に確認するようお願いします。また、競売の場合も同様の扱いとなりますので、ご注意ください。

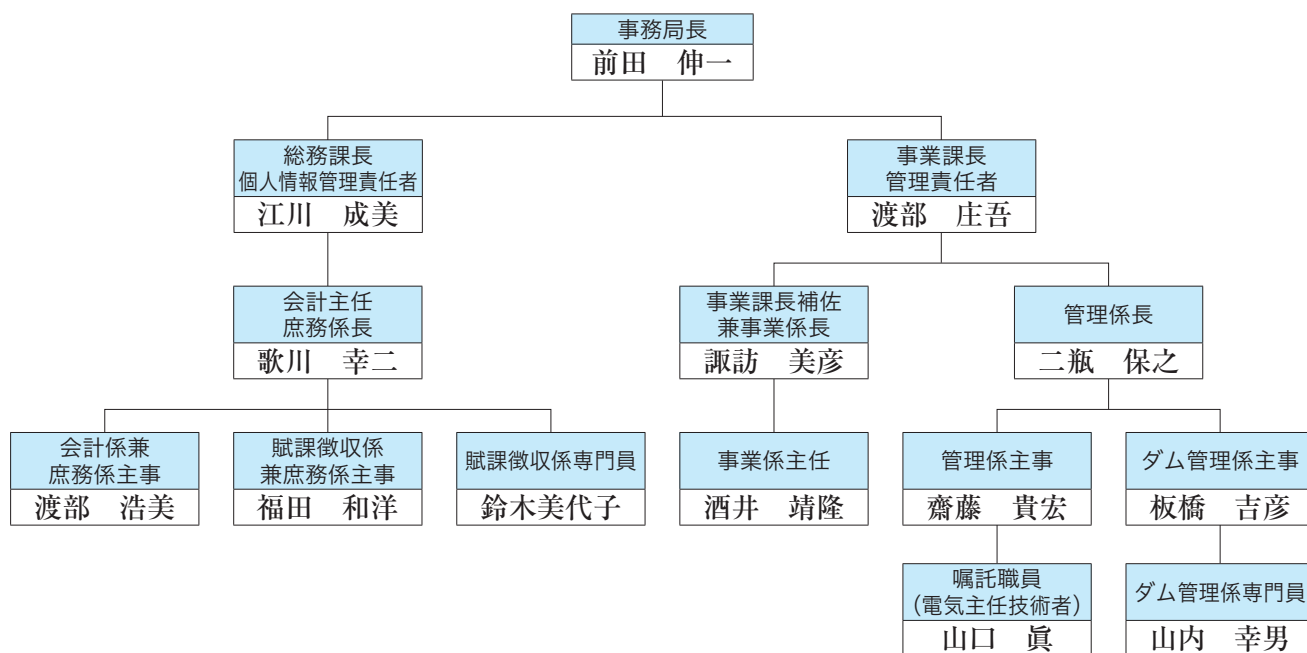
滞納処分について

賦課金の滞納組合員に対し、滞納処分を実施しております。

度重なる催告に応じない、納付方法の相談に訪れない、財産があると判断されるのに納付しないなど、悪質と判断される場合は、差押え等の厳しい姿勢で臨みます。

なお、特別な事情がある方は、本土地改良区まで必ずご相談下さる様をお願いします。

事務局体制 (平成30年4月1日現在)



施設安全祈願祭 (平成30年4月27日)



新宮川ダムにおいて、水の潤沢と施設の安全を願い、安全祈願祭を挙行致しました。

新宮川ダム管理所勤務の県職員、理事並びに用排水維持管理委員が参集し、神事は厳粛に執り行われました。

平成30年度新規土地改良事業計画

1. 農業用河川工作物応急対策事業

施設名 栗村頭首工
事業費 178,000千円（H30）
負担区分 国・県：92%、町：2.4%、改良区：5.6%
工期 平成25年度～平成33年度
工事内容 堰体、護床整備
事業主体 福島県



栗村頭首工

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名 蛭川揚水機
事業費 5,500千円（H30）
負担区分 国・県：60%、町：4%、改良区：36%
工期 平成30年度
工事内容 揚水機・操作盤更新
事業主体 会津宮川土地改良区



蛭川揚水機

3. 新屋敷新田地区

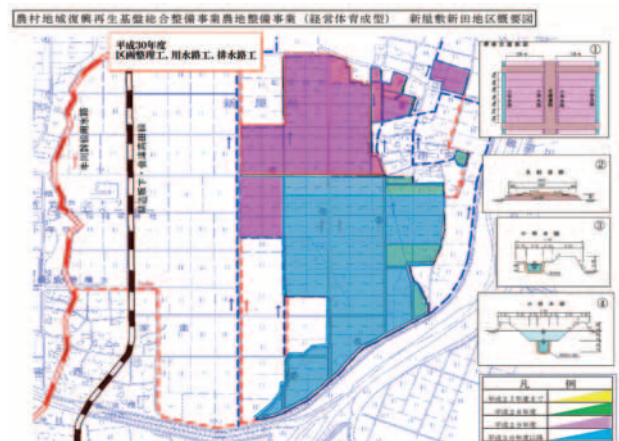
復興再生基盤総合整備事業（経営体育成型）

(1) 経営体育成基盤整備事業

受益面積 28.7ha
事業費 220,000千円（H30）
負担区分 国・県：82.5%、町：10%、地元：7.5%
工期 平成29年度～平成32年度
工事内容 整地工、水路工、道路工、補完工
事業主体 福島県
附帯事業 換地処分等に関する業務

(2) 経営体育成促進事業（調査・調整事業）

事業費 400千円（H30）
負担区分 国・県：65%、町：14%、地元：21%
工期 平成29年度～平成32年度
工事内容 農地の利用集積を促進
事業主体 会津宮川土地改良区



草刈りをする方へお願い



春から夏にかけて草刈りを行う時期は、水路の下流へ刈り草が流れています。

刈り草が水路に流れると、水路が詰まって下流の農家の水利用に支障をきたしたり、滞留した草の上にゴミが溜まるなど、水を汚す原因にもなります。

草刈作業を行う方は、なるべく刈り草を水路へ流さないよう、ご協力をお願いします。

また、ゴミのポイ捨てや不法投棄も犯罪ですので、絶対にやめましょう。

新屋敷新田地区安全祈願祭 (平成30年4月13日)



低頭して祈願する出席者



玉串を受け取る渡部理事長



祝辞を述べる
会津農林事務所 野内所長

新屋敷新田地区経営体育成基盤整備事業の安全祈願祭を、会津美里町新屋敷地内で挙行政しました。

神事式では、工事の安全を願い、渡部理事長、会津農林事務所 野内所長、請負業者マルト建設株式会社代表取締役 上野清範氏が鍬入れを行い、出席者が玉串をささげました。

つづく起工式では、渡部理事長が、「本事業は旧新鶴村からの念願であり、ようやく国、福島県及び会津美里町のご支援とご協力により、このたび起工式を催すことができました。農地整備事業により、集積・集約を図り、生産性を向上させることが、これからの新屋敷新田地区の農業経営の多角化を図る等、地域農業の活性化につながるものと喜んでいるところです。工事が無事に竣工されますことを心から願います」と挨拶しました。

いよいよ、新屋敷新田地区の基盤整備が始まります。

平成30年度宮川幹線用水路 分水調整計画について

出穂期用水を確保するため、6月25日から7月25日までの1カ月間、分水調整期間を設定します。ご協力をお願いします。

なお、降水によりダムに十分な貯水量（必要水量）が確保できた場合は、分水調整を解除します。

※切り替え操作は、午前中に行います。

◀────────▶ : 水を流す期間

地域・分木工名	6/25 開始	6/30	7/5	7/10	7/15	7/20	7/25 終了
会津美里町高田地域	▶────────▶			▶────────▶			
会津美里町新鶴地域		▶────────▶			▶────────▶		
会津坂下町			▶────────▶			▶────────▶	
田沢第1分木工		▶────────▶			▶────────▶		
上台分木工	▶────────▶						
塔寺4-1・4-2分木工	▶────────▶						
津尻9-0分木工	▶────────▶						

賦課金の期限内納入にご協力ください

区 分	期日・期限	賦課期日	納付期限
前期賦課金		平成30年6月27日	平成30年7月27日
後期賦課金		平成30年9月27日	平成30年10月29日

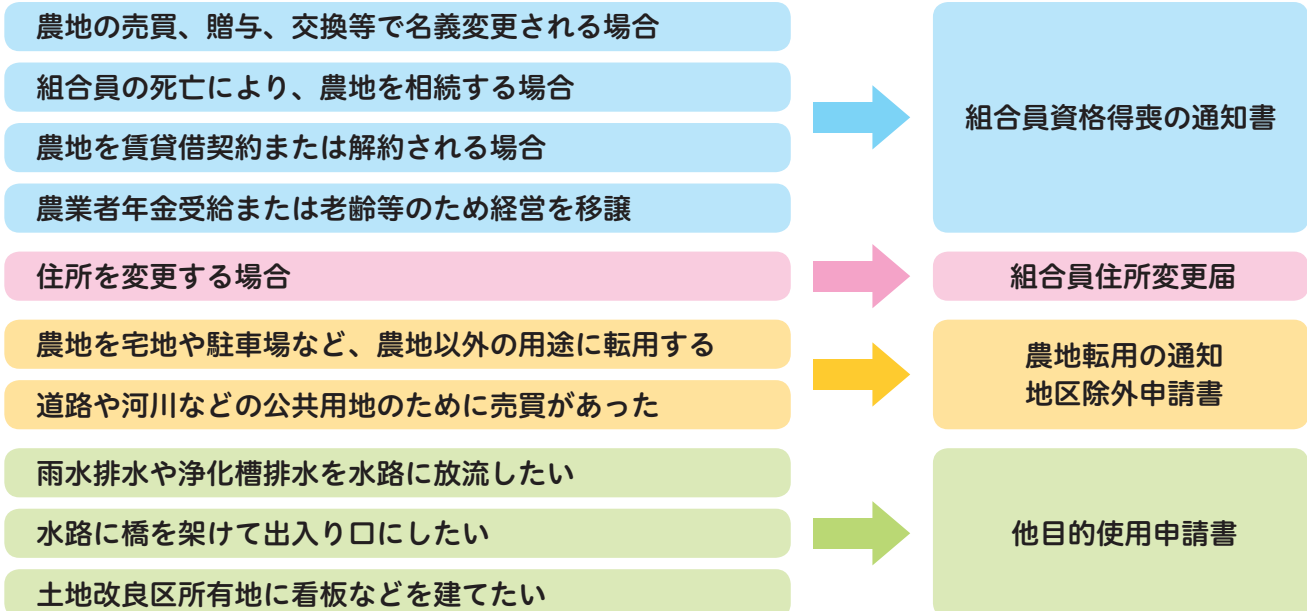
納入方法

- ①会津よつば農業協同組合、会津宮川土地改良区事務所窓口での現金納入
- ②土地改良区発行の払込取扱票（コンビニ・郵便局）での納入
- ③会津よつば農業協同組合の口座から口座振替
- ④その他金融機関の口座から口座振替

■口座振替の方は、納期限前に残高の確認をお願いします。

■口座振替、コンビニでの納入は、届出が必要です。ご希望の方は、土地改良区にご連絡ください。

このような時は、土地改良区へ届出をしてください。



■公共機関（法務局、市、町、農業委員会）で手続きが完了しても、土地改良区へ届出をしなければ台帳や組合員名などは変更されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。

■賦課金は、毎年4月1日現在の台帳面積及び組合員名で賦課されます。異動等があったときは、早めに土地改良区へ届出をしてください。

退職職員の紹介

前 会計主任、総務課長補佐兼賦課徴収係長 鈴木 美代子 氏

本土地改良区並びに旧会津宮川土地改良区の職員として、約16年間の在職期間中、会計・経理業務や賦課徴収業務に携わり、土地改良区の健全な運営に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。長い間、大変お疲れ様でした。

現在は、継続雇用により総務課賦課徴収係専門員として引き続き勤務しております。

【発行】会津宮川土地改良区

〒969-6266 会津美里町字油田1545

TEL 0242-54-7154 FAX 0242-54-3596

mail(代表) midori-net@aizumiyakawa.jp

ホームページ <http://www.aizumiyakawa.jp>